

家畜伝染病の発生農場に係る県からの情報提供(公表)基準

			公表の有無	農場名 代表者氏名	農場住所	所在地 市町村名	飼養状況 (種別、頭羽数)	所在地 位置図	備考
発生疑い農場	検査陽性	届出義務違反あり	○	○	○		○	○	※1
		届出義務違反なし	○			○	○	○	
	検査陰性		×						
疫学関連農場	検査陽性		○			○	○	○	
	検査陰性		○	検査結果、対象農場数、飼養状況、設定理由、設定期間を公表					※2
監視対象農場 (交差汚染関連)	検査陽性		○			○	○	○	
	検査陰性 (臨床検査等含む)		○	検査結果、対象農場数、設定理由、設定期間を公表					※3

※1:届出義務違反の場合は、感染拡大の危険性が極めて高いことから、接触等の可能性がある関係者に早急に注意喚起を促すため、農場名等を公表する。

※2:疫学関連農場が陰性の場合、県民への説明責任を果たすとともに、生産者の危機意識向上に資する観点から、検査結果、対象農場数等とともに、万一の発生に備え、飼養状況について公表する。

※3:監視対象農場が陰性の場合、人・家畜の移動等はなく、疫学関連農場に比較してリスクが低く、発生の可能性も低いことから、飼養状況は公表せず、検査結果と対象農場数等についてのみ公表を行う。

(用語解説)

発生疑い農場:家畜伝染病を疑う症状を呈する家畜・家禽が確認された農場

疫学関連農場:患者、疑似患者との接触や家畜伝染病が発生した農場と人、ものなどの移動があり、疫学的に関連があると考えられる農場

監視対象農場:家畜伝染病が発生した農場や疫学関連農場と、と畜場等で交差汚染した可能性がある農場

届出義務:家畜伝染病予防法第13条により、家畜飼養者は家畜に特定症状を確認した場合、家畜保健衛生所に通報する義務があるとされている。